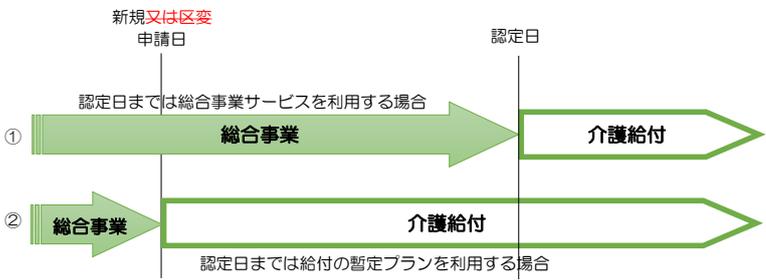
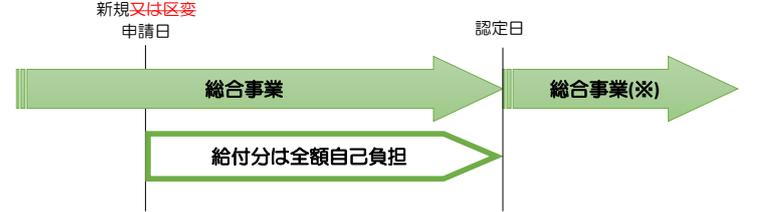


【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A 平成28年11月21日版】

ご質問	回答
<p>平成27年3月23日版の問5を訂正しました。</p> <p>事業対象者が予防給付サービス利用を希望したため要介護(要支援)認定等申請を行い、その結果、要介護が出た場合および要支援が出た場合に、給付費の利用はどうなるのか？</p> <p>また、要介護(要支援)認定の結果、非該当になった場合は如何か。</p>	<p>平成27年3月23日版の問5を訂正しました。</p> <p>原則としては、認定結果が判明してからの利用が適切であると考えられますが</p> <p>①認定日まで総合事業サービスとして利用する場合 ②認定日まで介護給付の暫定プランで利用する場合のいずれかになります。 ーまた、②の場合で、非該当になった場合は自費のサービス利用と考えられます。</p> <p>※平成26年10月11日 全国介護保険担当課長会議資料の新しい総合事業についてP367参照ください。</p> <p>[認定結果が要介護であった場合] →介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は、総合事業から支給されます。</p>  <p>①の場合、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分は総合事業から支給 ②の場合、申請した日以降のサービス利用分は介護給付から支給</p> <p>[認定結果が要支援であった場合] →給付分は予防給付から支給され、事業分は総合事業から支給されます。</p>  <p>[認定結果が非該当であった場合] →給付分は全額自己負担となりますが、事業分は総合事業から支給されます。</p>  <p>※ 非該当の認定後、継続して総合事業の利用が必要と判断される場合は、再度基本チェックリストを実施して市へ提出してください。</p>

平成27年3月23日版の訂正